

# 答 申 書

( 案 )

旭川市新庁舎建設基本計画について

平成 2 8 年 ( 2 0 1 6 年 ) 月

旭川市庁舎整備検討審議会

## 目 次

1	はじめに	1
2	各項目に関する審議の経過	
	(1) 新庁舎の機能について	1
	(2) 新庁舎の敷地利用計画について	
	ア 新庁舎規模の算定	2
	イ 敷地選定の考え方	3
	ウ 敷地利用計画	3
	(3) 新庁舎の建築計画について	4
3	まとめ	5
4	おわりに	6
	<b>【資料】</b>	
	旭川市庁舎整備検討審議会委員名簿(平成28年度)	7
	旭川市庁舎整備検討審議会検討経過(平成28年度)	8

## 1 はじめに

当審議会は、旭川市庁舎整備検討審議会条例（平成 27 年 3 月 25 日条例第 11 号）に基づき、庁舎整備に関する基本的事項を調査審議するために設置され、昨年度は、平成 27 年 8 月 19 日に市長から「旭川市庁舎整備基本構想について」諮問され、6 回の会議を開催し 12 月に市長に答申を行いました。

今年度は、市が 3 月に策定した新庁舎建設基本構想について、4 月の会議で説明を受けた後、6 月の第 8 回審議会において、市長から「旭川市新庁舎建設基本計画について」諮問があり、新庁舎の建設に関する以下の 3 つの事項について、市がまとめた案に対しての意見を求められました。

- (1) 新庁舎の機能
- (2) 新庁舎の敷地利用計画
- (3) 新庁舎の建築計画

当審議会では、市から提出のあった新庁舎建設基本計画骨子（以下「骨子」という。）を基に、途中 2 つの部会を設置し審議を重ね、それぞれの項目について以下のとおり意見をとりまとめました。

## 2 各項目に関する審議の経過

### (1) 新庁舎の機能について

骨子には、新庁舎建設基本構想で決定した 6 つの役割と 8 つの基本方針に沿った新庁舎の機能について具体的な整備方針案が示されました。

当審議会では、これらの整備方針案について、市から追加で示された他都市の整備事例なども参考にしながら、庁舎を利用する市民の視点から、新庁舎に備えるべき必要な機能について審議を行いました。

各委員からは、市から示された様々な整備方針案については、いずれも必要な機能であり、骨子に示されている内容で今後基本計画を策定していくということについては適当であるという意見でした。

ただし、以下の 4 つの基本方針については、骨子に示された具体的事例にさらに内容を追加するべきという意見が多く出されました。

- ・基本方針 1 については、総合窓口やカウンター、相談窓口、案内表示の導入の方向性についてもう少し具体的な例を挙げながら記述すること。

また、アクセス機能については、障害者や高齢者、公共交通機関利用者に配慮した利便性の良いものとなる具体的な整備事例を載せること。

- ・基本方針2については、スペースの有効活用なども考えながら、市民や職員に必要な機能を精査した上で、具体的な整備事例を載せること。
- ・基本方針3については、広場の整備が重要なので、にぎわいの創出につながるような広場となるための検討をさらに進めること。
- ・基本方針7については、障害者や高齢者、子ども連れの方といった様々な利用者に対して配慮した、具体的な整備事例を分かりやすく載せるなど、内容の充実を図ること。

その結果、当審議会としては、基本計画に示されている機能については、概ね必要な事項は記載されており、この内容を基に基本計画策定に当たることで良いが、基本方針1, 2, 3, 7については、さらに具体的な記載を求めることとしました。

## (2) 新庁舎の敷地利用計画について

### ア 新庁舎規模の算定

基本構想において、新庁舎に必要な規模を3万6千㎡とし、うち6千㎡については、耐震性が確保されている第二庁舎を引き続き使用することにより、新たに整備が必要な面積を3万㎡と定めながらも、可能な限り事業費の抑制に努めるとともに、工事を段階的に行い、財政負担や工事発注の平準化を図ることを検討していくとしました。

この構想を踏まえ、骨子では、新庁舎を段階的に整備することで、工事発注及び事業費の平準化や、単年度当たりの財政負担の軽減を図るとともに、将来の人口減少などの社会情勢の変化にも柔軟に対応するため、新庁舎を2期に分けて整備し、1期棟を23,000㎡、2期棟を7,000㎡とする案が示されました。

当審議会において、この案について審議を行ったところ、委員からは、3万㎡を一度に建ててもらいたいといった意見や、さらにコンパクトな庁舎を建設した上で、現総合庁舎も保存して活用すべきという意見が出されました。

しかし、多くの委員からは、厳しい財政状況の中、建設規模を小さくしつつ、市民サービスの向上を優先した新庁舎を建てるという市の案に賛同する意見が出されました。

その結果、当審議会としては、新庁舎規模の算定については適当であると認め、骨子に示された案に沿って、基本計画策定を進めることで良いという結論に至りました。

## イ 敷地選定の考え方

新庁舎の建設場所については、基本構想において「現庁舎周辺エリア」と定めていました。

この構想を踏まえ、骨子では、現庁舎周辺エリア内の総合庁舎敷地と第三庁舎敷地を比較検討した結果、新庁舎を建設することが可能な空地があるため、仮庁舎の建設が必要なく、二重の移転費用をかけずに早期に庁舎建設に着手することが可能な総合庁舎敷地に新庁舎を建設するという案が示されました。

当審議会においても、2つの敷地を比較検討したところ、委員からは市の案に賛同する意見が多く出され、特に7条緑道からの動線を意識した建設位置については、好意的な意見が出されました。

その結果、当審議会としては、新庁舎を総合庁舎敷地に建設することで基本計画策定を進めて良いという結論に至りました。

## ウ 敷地利用計画

骨子には、現庁舎敷地の空地に新庁舎を建設した場合、隣接する旭川市民文化会館についても、新庁舎建設と合わせて一体的に整備する案が示されました。

また、総合庁舎と第三庁舎は解体撤去し、敷地の有効利用を図るという案も合わせて示されました。

これらを踏まえ、1期棟建設から新文化会館、2期棟建設までの整備の流れとそれに要する概算の費用が示されました。

当審議会では、市が示した敷地利用計画に文化会館の建替えが示されているが、骨子にはその費用についての記載がないことから、大規模改修と建替えの費用が比較できる資料について提出を求めた上で、敷地を一体的に整備するという市の案について審議を行いました。

審議の中では、現総合庁舎、現文化会館、7条駐車場は改修をすればまだ使えるので、内装などを改修して保全・活用すれば、今後何十年も市民に愛される施設になり得るという意見や、文化会館の建替えを含めた多額の費用負担を懸念する意見が出されました。

一方で、現文化会館を大規模改修する場合は長期間の休館を伴うことになり、大規模な会議等の誘致に大きな影響が出るため、市内のホテル業界や観光業界などに及ぼす経済面への影響を懸念する意見も出されました。

また、多くの委員からは、50年先、100年先という将来を見据え、この機会

に敷地一帯を効率的に整備していくという市の案に賛成する意見が出されました。

市の案には賛成するものの、長期に及ぶ工事期間中の駐車場確保について、特に交通弱者の方への配慮をしっかりと盛り込むべきという意見も多く出されました。

その結果、当審議会としては、骨子に示された敷地利用計画に沿って、基本計画策定を進めることで良いという結論に至りました。

なお、文化会館の建替えを含めると、多額の整備費用が必要となることから、将来に大きな負担とならないよう、市の財政バランスを十分に勘案し、長期の見通しの確保とともに、費用を抑える工夫をすること、また、新庁舎整備の完了後だけではなく、整備期間中の駐車場の確保についても、配慮しながら取り組むよう求めるという結論に至りました。

### **(3) 新庁舎の建築計画について**

新庁舎の建築計画については、骨子に1期棟の庁舎の基本的ゾーニングが示されたほか、建築計画及び構造計画について引き続き検討をしていく内容について示されました。

当審議会において、この案について審議を行ったところ、市民が利用する部分を低層階に配置するという基本的ゾーニングについては、これまでの審議の中でも繰り返し出されていた意見であり、骨子のとおり進めることで良いといった意見が出されました。

その結果、当審議会としては、新庁舎の建築計画については、骨子に示された内容で基本計画策定を進めて良いという結論に至りました。

### 3 まとめ

当審議会での審議について、その経過を含めてこれまで述べてきましたが、改めて、市から諮問のあった項目について、以下のとおり答申いたします。

#### (1) 新庁舎の機能

新庁舎の機能については、骨子に示された内容に基づき基本計画策定を進めて良い。

ただし、基本方針のうち、以下の4つについては、さらに内容の充実を図ること。

- 基本方針1 総合窓口やカウンター、相談窓口、案内表示の導入の方向性についてもう少し具体的な例を挙げながら記述すること。  
また、アクセス機能については、障害者や高齢者、公共交通機関利用者に配慮した利便性の良いものとなるような、具体的な整備事例を載せること。
- 基本方針2 スペースの有効活用なども考えながら、市民や職員に必要な機能を精査した上で、具体的な整備事例を載せること。
- 基本方針3 広場の整備が重要なので、にぎわいの創出につながるような広場となるための検討をさらに進めること。
- 基本方針7 障害者や高齢者、子ども連れの方といった様々な利用者に対して配慮した、具体的な整備事例を分かりやすく載せるなど、内容の充実を図ること。

#### (2) 新庁舎の敷地利用計画

新庁舎の敷地利用計画については、骨子に示された内容に基づき基本計画策定を進めて良い。

ただし、文化会館を含めた全体整備には多額の費用が必要となることから、将来にできるだけ負担を残さないよう、市の財政バランスを十分に勘案し、長期の見通しの確保とともに、費用を抑える工夫をすること。

また、新庁舎整備の工事終了後だけではなく、整備期間中においても、駐車場の確保について配慮すること。

#### (3) 新庁舎の建築計画

新庁舎の建築計画については、骨子に示された内容に基づき基本計画策定を進めて良い。

## 4 おわりに

当審議会では、昨年の基本構想に対する答申に引き続き、今年度諮問された旭川市新庁舎建設基本計画について、追加提出された資料も用いながら慎重に審議を重ねてきました。その結果、委員の合意を得て、上記の答申を導いたところでありま

す。

新庁舎の建設は、旭川市のまちづくりの根幹を担う大事業であり、当審議会の委員だけではなく、旭川市の次代を担う子どもたちにとっても大きな影響を与える重要な問題であります。

当審議会においても、まちの将来を見据えながら慎重に審議を進めてきましたが、これから、基本設計、実施設計と進む中では、さらに多くの市民に関心をもってもらい、多くの意見に耳を傾けながら、丁寧に進めていくことが重要であります。

基本構想、基本計画についての審議、答申を終え、当審議会としての役割は終わりますが、今後の新庁舎整備の検討に当たっては、当審議会の答申が積極的に活用され、かつ、十分に配慮されるよう強く求めます。

新たな庁舎が、「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」として、旭川の新たなシンボルとなり、いつまでも市民に愛される庁舎となることを委員一同心から期待しております。

以上

## 旭川市庁舎整備検討審議会委員名簿(平成28年度)

(50音順, 敬称略)

氏名	所属団体名等
赤間 結衣	公募委員
泉 昌成	旭川市PTA連合会 副会長
大野 剛志	旭川大学 准教授
大矢 二郎	東海大学 名誉教授
小畑 忠義	旭川市内農協連絡会議
鎌田 盛紀	公募委員
小海 紘尚	学生自主組織はしっくす 代表
後藤 幸訓	連合北海道旭川地区連合会 副会長
齊藤 裕美	一般社団法人北海道建築士会旭川支部
惣伊田 敏行 (6月28日から)	旭川市商店街振興組合連合会 副理事長
高津 修	特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会 理事長
辻廣 博美	公募委員
永瀬 充	公募委員
長谷川 淳子	旭川市市民委員会連絡協議会女性部会 会長
林 徹男	旭川市市民委員会連絡協議会 副会長
眞壁 利昭 (6月6日まで)	旭川市商店街振興組合連合会 副理事長
松田 一夫	旭川市老人クラブ連合会 副会長
松野 和彦	旭川市中心市街地活性化協議会 副会長
森崎 真美恵	一般社団法人旭川観光コンベンション協会 主任
八重樫 良二	北海道教育大学旭川校 教授
山中 正志渡	旭川市消防団 副団長

資 料

旭川市庁舎整備検討審議会検討経過(平成28年度)

回	開催日	議 題
第7回	平成28年4月26日(火)	・議題「旭川市新庁舎建設基本構想について」 「検討スケジュールについて」
第8回	平成28年6月3日(金)	・諮問 ・市長挨拶 ・議題「旭川市新庁舎建設基本計画骨子について」 「審議日程等について」
第9回	平成28年7月5日(火)	・議題「部会の設置について」 「新庁舎の敷地利用計画について」
第1部会 第1回	平成28年7月27日(水)	・議題「会議のルールについて」 「新庁舎の機能について」 「新庁舎の敷地利用計画について」
第2部会 第1回	平成28年7月28日(木)	・議題「会議のルールについて」 「新庁舎の機能について」 「新庁舎の敷地利用計画について」
第1部会 第2回	平成28年8月9日(火)	・議題「新庁舎の機能について」 「新庁舎の敷地利用計画について」 「新庁舎の建築計画について」
第2部会 第2回	平成28年8月19日(金)	・議題「新庁舎の機能について」 「新庁舎の敷地利用計画について」 「新庁舎の建築計画について」
第10回	平成28年8月30日(火)	・部会からの報告 ・議題「新庁舎の機能について」 「新庁舎の敷地利用計画について」 「新庁舎の建築計画について」
第11回	平成28年10月7日(金)	・議題「答申書について」
第12回		